

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 静岡県西部・中東遠地域の取組方針(案)

平成 30 年 5 月

静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会

(浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、静岡県、気象庁 静岡地方气象台、国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所)

目次

1. はじめに.....	1
2. 協議会の構成委員.....	3
3. 地域の概要と主な課題.....	4
4. 現状の取組状況と課題.....	7
5. 減災のための目標.....	13
6. 概ね5年間で実施する取組.....	15
7. フォローアップ.....	20

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では、防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月 7 日付国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県・政令指定都市の管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組拡大の要請を行っている。

これらを踏まえ、静岡県西部・中東遠地域においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、それぞれの河川の河川管理者と市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識改革と災害リスクに応じたハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議会を設立し、取り組みを進めてきた。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 33 年度までに構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「静岡県西部・中東遠地域の取組方針」（以下、「取組方針」

という。) としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の構成機関は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うこととする。

個別河川の特性を踏まえた取組については、既に策定した取組方針と整合を図り実施するものである。

なお、取組方針は、協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

2. 協議会の構成委員

協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下の通りである。

構成機関	構成員
浜松市	市長
磐田市	市長
掛川市	市長
袋井市	市長
湖西市	市長
御前崎市	市長
菊川市	市長
森町	町長
静岡県 危機管理部	理事（防災対策担当）
静岡県 危機管理部 西部地域局	副局長兼西部危機管理監
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 袋井土木事務所	所長
静岡県 浜松土木事務所	所長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 浜松河川国道事務所	所長

3. 地域の概要と主な課題

(1) 地域の概要

本地域は、静岡県西部に位置し、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町の計7市1町から成り、面積は2,477km²で本県の約32%、人口は約131万人で本県の約35%を占め、一級河川2水系（天竜川、菊川）、二級河川11水系（太田川、馬込川など）が存在し、河川の管理延長は、約1,000kmに及んでいる。

西部・中東遠地域は、山間部では主に急峻な地形で豊かな自然に恵まれた地域である。山間部から遠州灘に南下するまで、天竜川の広大な扇状地や低平地が見られ、起伏に富んでいるとともに、海岸砂丘などの発達や海岸堤防の整備により、河川堤防と海岸線に囲まれた地域を有している。

土地利用は、鉄道や主要幹線道路の整備などにより、市街化が見られ、工場などが多数存在し、通勤・通学で多くの人々が交流している。また、みかんやメロン、お茶などの農作物が生産されている。

本地域の水害特性は、急峻な山地や台地を流れ下る急流による河岸侵食などによる被害、堤防の決壊などにより氾濫原に洪水が拡散して浸水する被害、低平地での長時間続く内水被害の特性があるとともに、どの被害においても孤立集落等への対応が必要になることが想定される。

(2) 過去の洪水による被害状況

【袋井土木管内】

○平成10年9月洪水

中東遠地域の代表県管理河川である太田川水系は過去から堤防の決壊や溢水を繰り返し流域住民にとって大きな脅威となっていたが、大正の水害防止組合施工に端を発する積極的な治水事業により、安全性はかなり向上し、現在に至っている。しかしながら、未改修箇所は多く、特に中流域は河川沿線に人家が集中していることもあり、度々浸水被害が発生しており、最近では、平成10年9月の台風による豪雨で、逆川流域、今ノ浦川流域を中心に床下浸水152戸、床上浸水69戸と甚大な被害を受けた。

一方、天竜川水系一雲済川や菊川水系西方川などにおいても、同様に洪水の被害を受けており、太田川水系同様平成10年9月に甚大な被害が発生した。

地域では川幅の拡幅や護岸整備により改修事業を進めているものの、度々の災害に見舞われている。

これらの甚大な被害に対しては、災害復旧事業による施設の復旧に加え、河川整備計画等の法定計画に基づき河道拡幅や護岸整備を実施している。

【浜松土木管内】

○昭和 49 年 7 月洪水（七夕豪雨）

台風第 8 号と秋雨前線の影響により、天竜から三島を結ぶ東西線上を雨雲が通過し、平野部では 144mm（浜松測候所）であったのに山間部において 376mm 以上、時間雨量 90mm 以上（都田連絡所簡易雨量計調べ）の豪雨となった。

このため、都田川は急激に増水し浜松市地域において橋梁が流出するなど甚大な被害が発生し、被災家屋約 9,599 棟、田畑冠水が約 1,647ha に及ぶ被害となった。

（浜松市史 新編史料編六 155-163 頁，浜松市発行，平成 22 年 3 月）

○昭和 50 年 10 月洪水

日本海の低気圧と台風第 14 号崩れの南岸の低気圧及びこれらを結ぶ温暖前線の停滞と通過による大雨で、浜松で総雨量 336mm、最大時間雨量 81.5 mmを記録し、浸水家屋約 7,368 棟（床上浸水 1,101 棟、床下浸水 6,267 棟）に及ぶ被害となった。

（静岡県異常気象災害誌 326-327 頁，静岡県産業気象協会発行，昭和 55 年 5 月）

○平成 23 年 9 月洪水

台風第 15 号の影響により、総雨量は 352 mm、時間最大雨量 88mm（熊地域雨量観測所）の雨量を記録した。これにより、阿多古川の天竜区上野地区や両島地区で河道から溢れた氾濫水により、浸水家屋 40 戸（床上 23 戸、床下 17 戸）に及ぶ被害となった。

【浜松河川国道事務所管内】

○昭和43年8月洪水（天竜川）

台風10号と秋雨前線の影響により、総雨量は佐久間で480mm、水窪で651mmに達し、これにより天竜川は、各地で氾濫し、浜松市天竜区他で浸水面積約350ha、被災家屋1,675棟（全壊流出17棟、床上746棟、床下912棟）に及ぶ被害となった。

○昭和58年9月洪水（天竜川）

台風10号の影響により、総雨量は200～350mmの雨量を記録した。これにより、浜松市天竜区他で浸水面積約60ha、被災家屋89棟（全壊流出2棟，半壊2棟，床上64棟，床下21棟）に及ぶ被害となった。

○昭和57年9月洪水（菊川）

堂山水位観測所では計画高水位を超えるなど、菊川流域において被災家屋2,095戸、浸水面積616haとなる戦後最大の被害が発生した洪水である。菊川本川の上流域の菊川町（現菊川市）和田、吉沢、富田などで堤防決壊が4ヶ所、橋の流失2ヶ所、護岸崩落があったほか、支川牛淵川の菊川町（現菊川市）神尾地先で法面の崩落、また黒沢川排水機場が冠水し運転停止となるなどの災害となった。

○平成10年9月洪水（菊川）

菊川流域において観測史上第2位の洪水であり、被災家屋345戸、浸水面積476haの被害が発生し、昭和57年9月洪水に次いで広い範囲で内水被害となった。

(3) 主な課題

地域の豪雨災害時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される。
- 扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される。
- 低平地部では、地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合、排水に長期間を要する可能性がある。
- 洪水氾濫の区域が河川管理者間で重複する区域は、国と県による連携した迅速な復旧活動が必要となる。
- 頻発する水害を念頭に、今後発生が想定される豪雨災害に対する住民の意識向上を図る必要がある。

以上の課題を踏まえ、地域の大規模氾濫に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況と課題

静岡県西部・中東遠地域における減災対策について、現状の取組状況を確認し、課題の抽出を行った。現在実施している主な取組と課題は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	○平成 26 年 4 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すことが基本とされ、また、避難勧告等の発令時に外が危険な場合には、屋内安全確保をとることも伝達することとされた。
	○市町では、タイムラインは関係機関と連携して作成しており、水害対応チェックリストは作成したタイムラインにより活用している。
	○一部の河川では、河川水位の動向に応じて、浜松河川国道事務所又は静岡県と静岡地方気象台が共同で「洪水予報」を発表している。
	●避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。
	●中小河川についても避難勧告等の判断基準に活用可能な水位情報等が入手できる措置を講ずる必要がある。
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援	●内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成 29 年 1 月）に基づく、市町の避難勧告等の判断基準の確認・見直しが必要である。
	●避難勧告の発令等に着目したタイムラインを整備する必要がある。
	○避難確保計画作成のための関係機関への働きかけと技術的支援を行っている。
	○平成 29 年 6 月に水防法が改正されて、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が義務化された。
	○施設管理者を対象に説明会を開催した。
	●要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率向上のための更なる行政支援が必要である。
	●技術的支援体制の更なる強化が必要である。

想定される 浸水リスク 情報の周知	○県、各市町、直轄管理河川では、計画規模の降雨を対象とした浸水想定区域図を作成し、ホームページ等で公表している。
	●最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、これに基づくハザードマップの改良が必要である。
	●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民の更なる理解促進が必要である。
自主防災体制の強化	○自主防災会への説明会等を年1回以上開催し、防災意識や知識の向上に努めている。
	●自主防災会等の会員は地域住民の持ち回りとなっており、防災に関する情報や経験が蓄積されず、継承もされない。また、地域によって、自主防災活動の充実度や地域全体の防災意識の向上度にばらつきが生じている。
水災害教育の充実	○小・中学校において、水災害を含む総合的な防災授業を実施し、気象庁ホームページでは防災授業素材を紹介している。
	○水防演習等、関係機関が開催する防災イベント時に、水防活動の取組や重要性を伝えるパネルなどにより、広報活動を実施している。
	○浜松市では「区版避難行動計画」、「防災マップ」および「防災ノート」を、磐田市では「磐田市防災ファイル」や防災用品チェックリストや家庭ごとの防災メモの作成シートを活用し、水防災意識の啓発に役立てている。
	○県では、防災リーダー育成のために、講習会や訓練、「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。磐田市では、女性を中心とした団体に講師向け防災セミナーを実施している。
	●学校・企業からの依頼がなければ水害を対象とした講座は実施されない状況である。
	●水災害に関する教育や啓発活動を継続的に行うための人材不足と、誰もが同じ視点で講習できる防災テキストがない。
	●流域外からの通勤・通学者に対する情報提供に関する取り組みが具体的に実施されていない。
平時からの 住民等への 啓発、防災 教育・訓練	○県では防災リーダー養成のために「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。
	○県危機管理局・気象台では、職員が講師として学校や企業等に防災に関する出前講座を実施している。
	○住民・各種団体参加の水防訓練を実施している。

	●地域住民への自助・共助の大切さ、地域に潜む浸水リスクについて更なる啓発が必要である。 ●防災講習会の参加人数増、高頻度開催ができていない。
住民等への情報伝達の体制や方法	○管内には河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを設置している。 ○防災行政無線、ホームページ、防災メールの配信等で情報提供を行っている。 ●大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい場合がある為多様な情報伝達手段を確保する必要がある。 ●情報を入手した住民が内容を理解し、主体的に避難等の行動へ移せるよう更なる啓発が必要である。
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の活用状況	○国、県、気象台からのホットラインがあった場合、首長に伝達する体制を定めている ○必要に応じて河川管理者等へ助言を求める体制を整えている。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報を市の避難判断の材料としている。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。 ●国、県、気象台からのホットラインがあった場合、速やかに首長に伝達する体制の確認訓練が必要。 ●インターネット等による防災情報の入手先を分かり易くし、住民自らが情報入手できる環境整備が必要である。 ●提供される情報の持つ意味や内容が理解されるよう更なる啓発が必要である。 ●水位計や監視カメラが設置されていない河川においても避難の判断に資する情報の提供が必要である。
避難場所・避難経路	○避難経路については、防災隊長会議や防災講話で、地域住民に検討するよう啓発している。 ○防災ガイドブック（ハザードマップ）で避難場所について周知を行っている。 ○自治会長会議で広報紙で周知するほか、水害版 DIG を実施することで住民自らが地域の課題を認識する機会を設けている。 ●想定最大規模降雨による浸水想定に対応した避難場所・避難誘導方法の検討が必要。 ●広域避難所の運営訓練の実績が少なく、自ら運営を行うという意識が低い。

	●津波や洪水を考慮して、浸水区域外への広域避難を考える必要がある。
避難誘導体制	○自主防災組織・消防団等と連携した避難誘導体制を定めている ○具体的には定まっていないが、避難に関して緊迫した状況であれば、自主防災組織・消防団等と組織と連携した避難誘導を実施する。
	●地域に即した実践的な避難誘導の体制づくりが必要である。
	●自主防災組織・消防団等と連携した避難誘導体制が定まっていない。避難誘導訓練もできていない。
	●自主防災組織の避難行動要支援者を含めた避難誘導に対する熟度向上を図る必要がある。

②水防に関する事項

項目	現状○と課題●
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	○県では水防警報指定河川での水防警報を発表・伝達している。 ○市はメール・FAX等により水防団に情報伝達している。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ●情報伝達された際の各行政機関がより迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。
河川の巡視	○県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。 ○重要水防箇所として県水防計画書に記載するとともに県のHPで公表している。 ○重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ●河川巡視情報が伝達された際の各行政機関がより迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。 ●水防団員の安全確保に対し、更なる配慮が必要である。 ●確実な巡視のために、水防団員の増員が必要である。
水防資機材の整備状況	○水防倉庫等に備蓄している水防用資器材の確認を行っている。 ○自治会などで土のうステーションを設置する等、住民自らの浸水防止活動を促進している。

	●河川整備計画に位置づけられた資材の確保や水防作業の拠点となる防災ステーションが整備されていない。 ●地域住民が自宅などの浸水防止に使用できる土のうステーションが、計画通りに整備されていない。 ●複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に対し、十分な資機材の確保が必要である。 ●保管場所の確保、資機材の老朽化などに対し、確実な保管対策を行う必要がある。
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	○水防演習、講習会の開催により技術の維持・向上を図っている。 ○地域住民や水防団等を対象に、水防工法の習得を目的とした水防訓練を実施している。 ○水防団員の確保に向けて、水防訓練や防災会議時に水防活動の必要性を周知するとともに、水防倉庫等にポスターを掲示している。 ●防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、災害に強い地域文化を形成する必要がある。 ●重要水防箇所や水防資材等の状況を第一線で活動する水防団とも共有する必要がある。 ●水防団員等の減少や高齢化による水防活動の低下を防ぐため、水防訓練等の継続した取組が必要である。 ●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政が十分理解しておく必要がある。
自治体庁舎や防災拠点の業務継続の対応	○浸水時の対策に対応した人員配置や機材配置及び土嚢の備蓄を行っている。 ●人員の確保や具体的な浸水対応手順を含めて業務継続体制の整備を行う必要がある。

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等の教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。 ○災害対策車両の運転操作や、建設資材の運搬・設置などの作業を速やかに行えるよう、民間会社と災害協定を締結している。

洪水調整をするダムや流域での流出抑制対策	●氾濫水を計画的に排水するための計画がない。
	●大規模浸水時の排水に備えて、資機材の把握や関係機関連携の訓練が必要である。
	○ダムについて適正な管理をしている。 ○県立高校等の校庭に貯留施設を設置している。 ●貯留施設の適切な維持管理を確実に行う必要がある。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現在の状況	○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。 ○河道の流下能力が不足している区間や本川水位の影響を受ける区間の整備を実施している。 ○水位計整備を推進している。 ●近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上が必要である。 ●水位情報が入手できる河川を増やす必要が有る。
雨量や水位等の情報収集	○管内の河川水位や雨量等の情報収集をするため、水位観測所、雨量観測所、河川監視カメラを設置している。 ○水防法の指定河川では、規定に基づき洪水予報や氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報を提供している。 ●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。 ●流水を安全に流すためのハード対策と、氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備が不十分である。
洪水を安全に流すためのハード対策の推進	○河道の流下能力が不足している区間や本川水位の影響を受ける区間の整備を実施している。 ●流水を安全に流すためのハード対策と、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策の整備を早急に計画的に進める必要がある。

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年間（平成33年度まで）に達成すべき減災目標を定め、本地域が一体となって取り組みを推進する。

【5年間で達成すべき目標】

①逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

②氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施する。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・住民に防災を意識してもらうための取組
- ・住民に避難行動してもらうための取組

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

【取組の方針】

上記を踏まえた取組の方針は、以下のとおり。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・確実な避難勧告の発令に向けた取組
 - ・避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定
 - ・要配慮者施設における確実な避難に向けた取組
 - ・水害リスク情報等の共有に向けた取組
 - ・自主防災体制の強化
 - ・水災害教育の充実
 - ・避難行動を促す取組
 - ・円滑で確実な避難に資する情報発信
-

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

- ・地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
- ・氾濫水を迅速に排水するための取組
- ・流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
- ・河川における機能の確保
- ・施設能力を上回る洪水への対応
- ・被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■ 確実な避難勧告の発令に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
ホットライン体制の構築	H29 までに実施	各市町、県、気象台、国
ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	各市町、県

■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定

主な取組項目	目標時期	取組機関
タイムラインの導入の推進	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進	引き続き実施	各市町、国
情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	各市町、県、国
確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

■ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
施設管理者等への理解促進	引き続き実施	県、気象台、国
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	H29 から 順次実施	各市町、県

■ 水害リスク情報等の共有に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29 から 順次実施	県、国
想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29 から 順次実施	各市町、県
水位周知河川の拡大の検討	H29 から 順次実施	県
水位計・河川監視カメラの増設の検討	H29 から 順次実施	各市町、県
水害危険性の周知促進	引き続き実施	各市町、県
広域避難体制の検討	引き続き実施	各市町、県
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	H29 から 順次実施	県

■ 自主防災体制の強化

主な取組項目	目標時期	取組機関
自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	各市町
水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施	国

■水災害教育の充実

主な取組項目	目標時期	取組機関
学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充	引き続き実施	各市町、気象台、国
関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）	引き続き実施	各市町、気象台、国
効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

■避難行動を促す取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
防災教育に向けた指導計画の促進	H30 から 順次実施	各市町、県、気象台、国
住民向けの防災情報発信の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
浸水実績等の周知	引き続き実施	各市町、県

■円滑で確実な避難に資する情報発信

主な取組項目	目標時期	取組機関
水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	各市町、県、国
関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	各市町、県、国
水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き実施	各市町、県、国
水防団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	引き続き実施	各市町、県、国
水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	各市町、県、国

■氾濫水を迅速に排水するための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	H29 から順次実施	各市町、県、国
氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	各市町、県、国
排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	各市町、県、国

■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	各市町、県
ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	各市町、県
浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	各市町、県、国

■河川における機能の確保

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	各市町、県
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	引き続き実施	各市町、県
河川管理の高度化の検討	H30 から 順次実施	各市町、県、国

■施設能力を上回る洪水への対応

主な取組項目	目標時期	取組機関
優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	各市町、県、国

■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

主な取組項目	目標時期	取組機関
円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	H30 から 順次実施	国
迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	引き続き実施	各市町、国

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則として、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、個別河川の特性を踏まえた取組については、取組方針と整合を図り実施することとする。

＜添付資料＞概ね 5 年間で実施する取組（関係機関）

概ね5年間で実施する取組(星取表)(1)

○:実施予定 ●:実施済み -:検討不要 グレー:今後要検討

具体的な取組の柱	取組の中項目	目録時期	取組機関										
			浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省
①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保													
■確実な避難勧告の発令に向けた取組	避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	○	○	○	○		●	○	●	●	●	●
	ホットライン体制の構築	H29までに実施	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
	ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	●	●	○	○		○	○	○	●	●	●
	河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	●				●				●	●	●
	避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	○				—				○		
	■避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定												
	タイムラインの導入の推進	引き続き実施	●	○	○	●		○	—	○	●	●	●
	職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	○	○	○				○		○	○	○
	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進	引き続き実施	○	○	○								○
	情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	○	○	○				○		○		○
	確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	○	○	○				○		○	○	○
	きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室(関係機関との情報ネットワーク)の改善	引き続き実施	○		○				○		○	○	○
	避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	●	○	○				○		○	○	○
	■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組												
	1)施設管理者等への理解促進												
	要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	○	○	○	○		●	○	●	●	●	●
	施設管理者等への理解促進	引き続き実施									●	●	●
2)避難確保計画の作成促進													
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	H29から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
■水害リスク情報等の共有に向けた取組													
1)洪水予報河川、水位周知河川における取組													
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29から順次実施			活用	活用	活用		—	—	活用	○	—	○
想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29から順次実施	○	○	○	○		○	○	○	●	●	—	—
2)水位周知河川に指定されていない河川での取組													
水位周知河川の拡大の検討	H29から順次実施	—	—	—	—		—	—	—	●	—	—	—
水位計・河川監視カメラの増設の検討	H29から順次実施	●	—	—	—		—	—	—	●	—	—	—
水害危険性の周知促進	引き続き実施		●	●	●	●		○	●	●	●	—	—
広域避難体制の検討	引き続き実施	●									●		
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	H29から順次実施	活用	活用	活用	活用		活用	活用	活用	○	—	—	—
■自主防災体制の強化													
自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	○	○	○					○				
水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施												○
■水災害教育の充実													
学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充	引き続き実施	○	○						○			○	○
関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施(出前講座、ワークショップ等)	引き続き実施	○	○	○					○			○	○
効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	○	○	○					○		○	○	○
地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	○	○	○					○		○	○	○
■避難行動を促す取組													
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	引き続き実施	●	●	—	●	●		○	—	—	●	●	●
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	●	●	●	●			○	●	○	●	●	●
防災教育に向けた指導計画の促進	H30から順次実施	○				○					○	○	○
住民向けの防災情報発信の充実	引き続き実施	●				●					●	●	●
浸水実績等の周知	引き続き実施	●				○					●		
■円滑で確実な避難に資する情報発信													
水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	○	○	○					○		○	○	○
住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	○	○	○					○		○	○	○

概ね5年間で実施する取組(星取表)(2)

具体的な取組の柱		目標時期	取組機関										
取組の中項目	具体的取組		浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省
②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組													
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組													
	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●
	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	●	●	●	○	●	○	●	○	○	—	●
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	○	○	○				○		○		○
	水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	引き続き実施	●	○	○		●		○		●		●
	水防団員に対する教育・訓練(水防工法の伝承、安全教育など)の実施	引き続き実施	○	○	○				○		○		○
	水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	●	○	○		●		○		●		●
■氾濫水を迅速に排水するための取組													
	地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	H29から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	○	○	○				○		○		○
	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	●	○	○	○	●	○	○	○		—	●
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進													
	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	●	—	—			—	—	—	●	—	—
	ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	●	—	—	●			—	—	●	—	—
	浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	○									○	○
■河川における機能の確保													
	河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	●	●	●	●		●	●	●	●	—	—
	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	引き続き実施	●	●	●	●		●	●	●	●	—	—
	河川管理の高度化の検討	H30から順次実施	○								○		●
■施設能力を上回る洪水への対応													
	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	○	—	—	—		—	—	—	●	—	○
■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動に資する基盤等の整備													
	円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	H30から順次実施											○
	迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	引き続き実施	○	○	○				○				○

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 静岡県西部・中東遠地域の取組方針(案) 【説明資料】

平成30年5月

静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会

（ 浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、
静岡県、気象庁 静岡地方気象台、国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 ）

静岡県西部・中東遠地域の概要と主な課題

西部・中東遠地域の概要

■西部・中東遠地域は、静岡県西部に位置し、浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町の計7市1町から成り、面積は2,477km²で本県の約32%、人口は約131万人で本県の約35%を占め、一級河川2水系(天竜川、菊川)、二級河川11水系(太田川、馬込川など)が存在し、河川の管理延長は、約1,000kmに及んでいる。

■西部地域とおもな河川



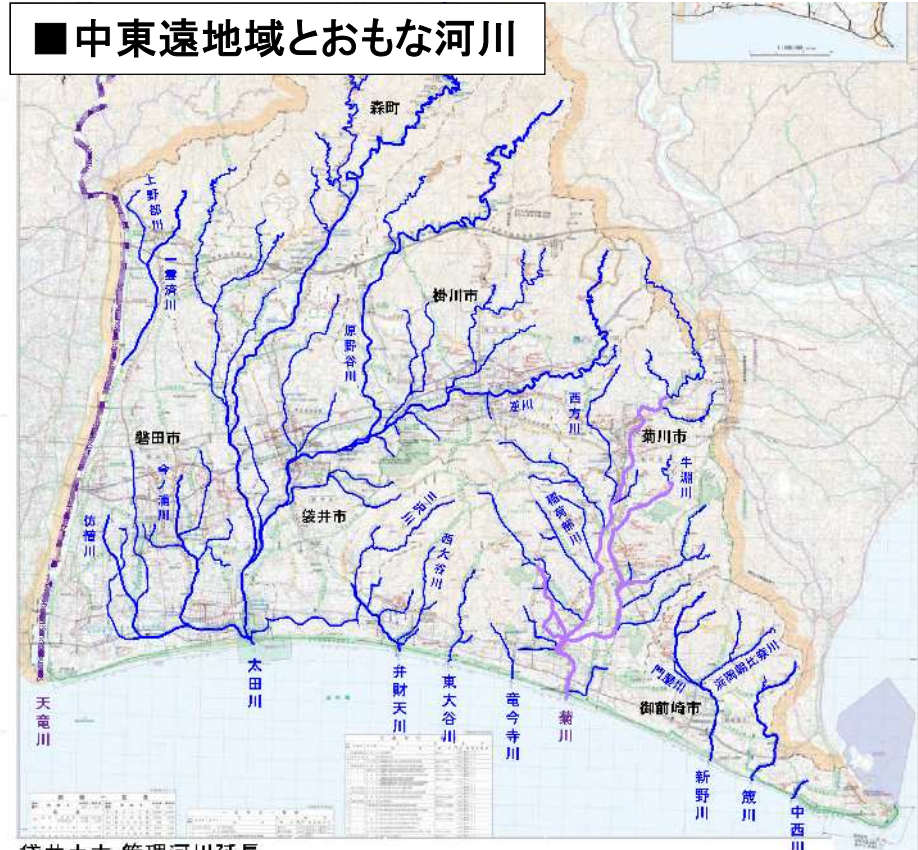
浜松土木管理河川延長

	水系	河川数	法河川延長(km)	代表河川
一級水系	天竜川水系	40	290.1	安間川、気田川、二俣川等
二級水系	馬込川水系	3	32.8	馬込川、芳川等
	都田川水系	25	154.1	都田川、新川、井伊谷川、笠子川等
	梅田川水系	2	6.1	梅田川、境川
	合計	30	193	
合計		70	483.1	

浜松市 管理河川 (一、二級河川)

	水系	河川数	法河川延長(km)	河川名
二級水系	馬込川水系	2	4.9	北裏川、御陣屋川
	都田川水系	3	12.1	九鎖川、権現谷川、段子川
合計		5	17	

■中東遠地域とおもな河川



袋井土木 管理河川延長

	水系	河川数	法河川延長(km)	代表河川
一級水系	天竜川水系	2	14.8	一雲済川、上野部川
	菊川水系	25	78.8	西方川、稲荷部川、牛淵川等
	小計	27	93.6	
二級水系	太田川水系	39	279.1	太田川、原野谷川、逆川、坊僧川等
	井財天川水系	8	24.8	井財天川、三沢川、西大谷川等
	新野川水系	5	23.4	新野川、浜岡朝比奈川、門屋川等
	その他5水系	7	29.6	東大谷川、麓川、中西川等
	小計	59	356.9	
合計		86	450.5	

西部地域(天竜川下流)の地形特性

- ・鹿島地点上流では、山間地形であり、水位上昇が大きく拡散することなく流下する特徴がある。
- ・鹿島地点下流では、扇状地であり、堤防破堤した場合、広域に氾濫水が拡散する特徴がある。

地形特性

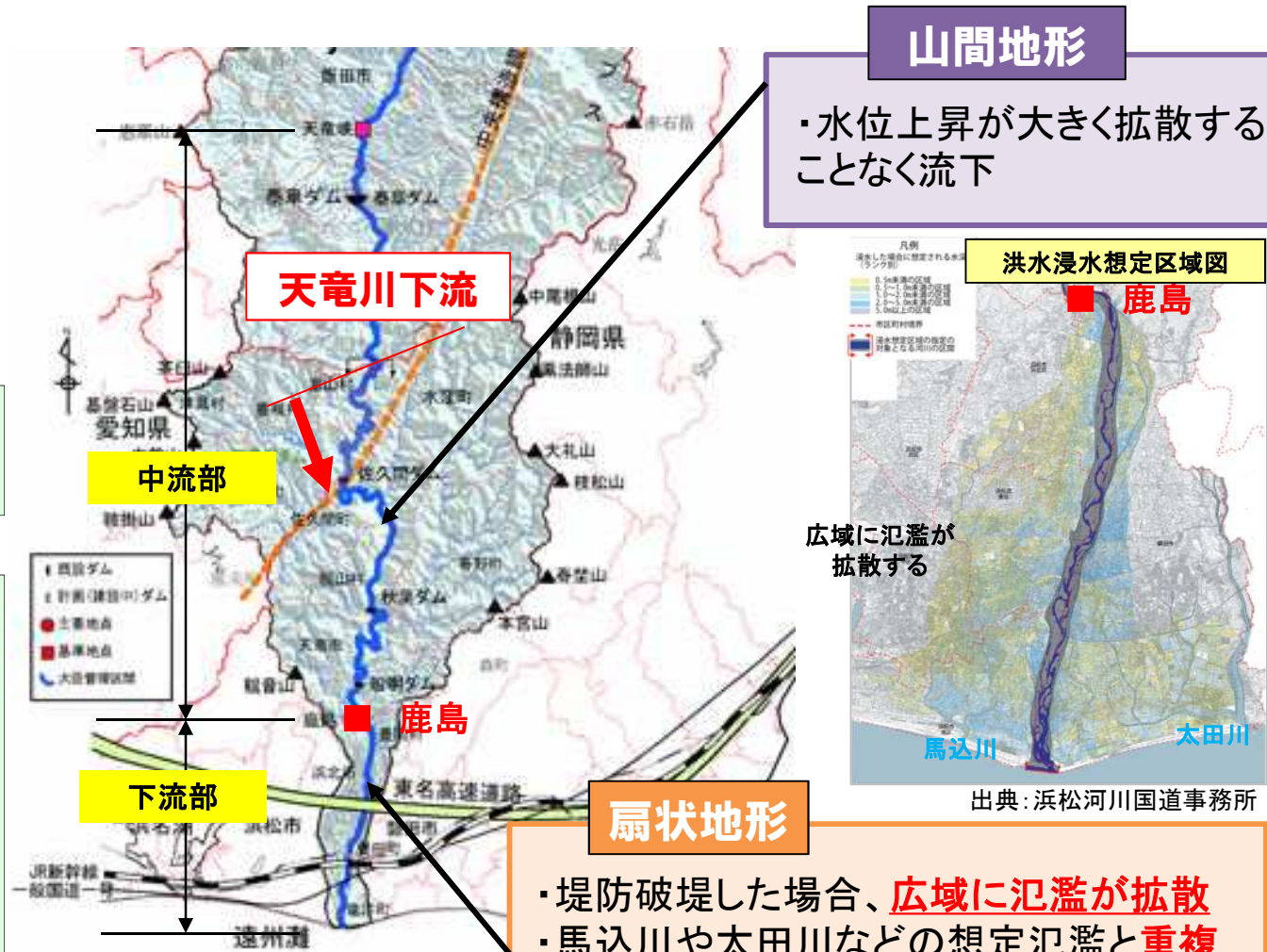
中央構造線等が縦断しており、崩壊しやすい地質を構成

■ 中流部

- ・山間狭窄部(約100km)

■ 下流部

- ・扇状地が広がる
- ・狭窄部上流の盆地や下流扇状地に人口資産が集積しており、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生



山間地形

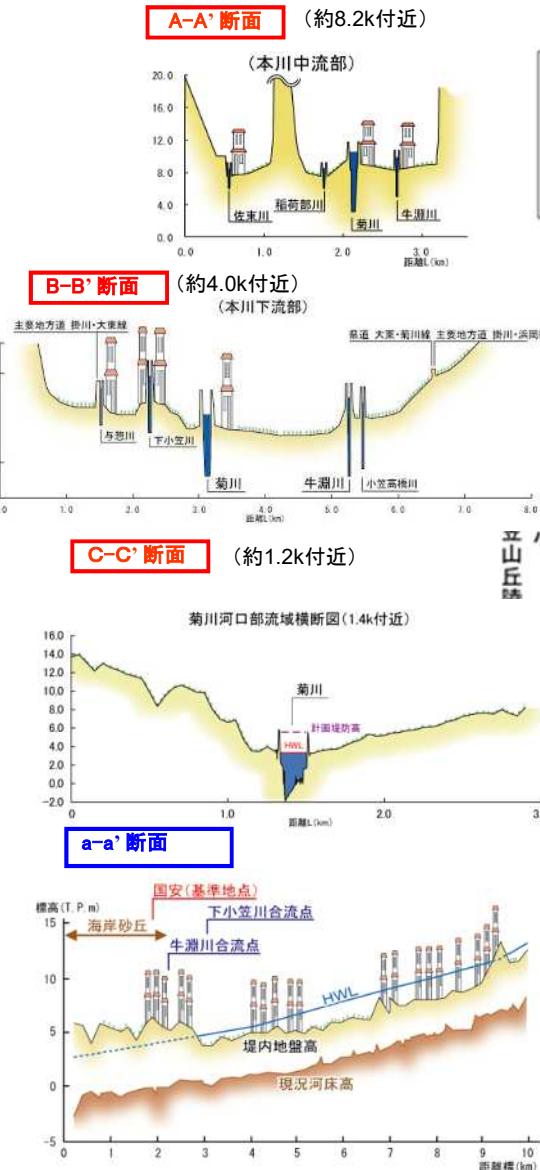
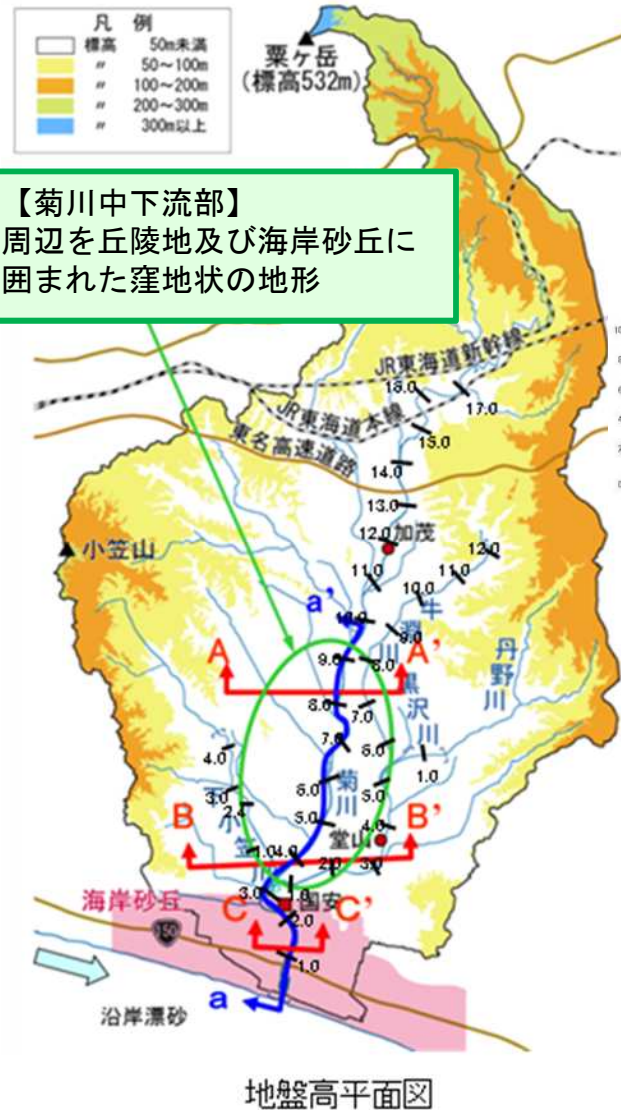
- ・水位上昇が大きく拡散することなく流下

扇状地形

- ・堤防破堤した場合、広域に氾濫が拡散
- ・馬込川や太田川などの想定氾濫と重複
- ・扇頂部では水衝部の箇所あり、侵食・洗掘が生じやすく、堤防決壊の危険性あり

中東遠地域(菊川)の地形特性

- ・河口部は海岸砂丘が形成され堤内地盤高が高い。(C-C'断面、a-a'断面参照)。
- ・中下流部は低平地が広がり窪地状の地形である(A-A'断面、B-B'断面参照)。



西部・中東遠地域の主な水害

天竜川下流域 昭和43年8月洪水において、天竜川は各地で氾濫し、浜松市天竜区他で浸水面積約350ha、被災家屋1,675棟に及ぶ被害となった。



落橋したJR飯田線大千瀬鉄橋
出典：第8回天竜川流域委員会（H21.7.31）資料

菊川流域 昭和57年9月洪水において、被災家屋2,095戸、浸水面積616haにのぼる、菊川流域で戦後最大の被害となった。



破堤による氾濫（菊川16.0km～17.6km）
出典：第6回菊川流域委員会（H28.7.12）資料

西部地域 昭和50年10月洪水において、総雨量336mm、最大時間雨量81.5mmを記録し、浸水家屋約7,368棟に及ぶ被害となった。



掘留川内水被害状況（浜松市西区）
出典：第1回西部地域豪雨災害減災協議会（H29.2.7）資料

中東遠地域 昭和49年7月洪水において、太田川本川の3ヶ所で堤防が破堤、家屋の全壊流出87戸、浸水家屋2,240戸に及ぶ被害となった。



太田川破堤状況（袋井市延久付近）
出典：第2回中東遠地域豪雨災害減災協議会（H30.2.9）資料

西部・中東遠地域における水害の特徴と課題

西部・中東遠地域の水害の特徴

・本地域の水害特性は、急峻な山地や台地を流れ下る急流による河岸侵食などによる被害、堤防の決壊などにより氾濫原に洪水が拡散して浸水する被害、低平地での長時間続く内水被害の特性があるとともに、どの被害においても孤立集落等への対応が必要になることが想定される。

課題

- ・地域の山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される。
- ・扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される。
- ・低平地部では、地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合、排水に長期間を要する可能性がある。
- ・洪水氾濫の区域が河川管理者間で重複する区域は、国と県による連携した迅速な復旧活動が必要となる。
- ・頻発する水害を念頭に、今後発生が想定される豪雨災害に対する住民の意識向上を図る必要がある。

更なる減災に向けた取り組み方針を策定する

現状の取組状況

現状の取組状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- 『避難勧告等の発令基準』
- 『要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援』
- 『想定される浸水リスク情報の周知』
- 『自主防災体制の強化』
- 『水災害教育の充実』
- 『平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練』
- 『住民等への情報伝達の体制や方法』
- 『洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の活用状況』
- 『避難場所・避難経路』
- 『避難誘導体制』

現状

- 小・中学校において、水災害を含む総合的な防災授業を実施し、気象庁ホームページでは防災授業素材を紹介している。
- 水防演習等、関係機関が開催する防災イベント時に、水防活動の取組や重要性を伝えるパネルなどにより、広報活動を実施している。
- 浜松市では「区版避難行動計画」、「防災マップ」および「防災ノート」、磐田市では「磐田市防災ファイル」や防災用品チェックリストや家庭ごとの防災メモの作成シートを活用し、水防災意識の啓発に役立てている。
- 県では、防災リーダー育成のために、講習会や訓練、「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。磐田市では、女性を中心とした団体に講師向け防災セミナーを実施している。

課題

- 学校・企業からの依頼がなければ水害を対象とした講座は実施されない状況である。
- 水災害に関する教育や啓発活動を継続的に行うための人材不足と、誰もが同じ視点で講習できる防災テキストがない。
- 流域外からの通勤・通学者に対する情報提供に関する取り組みが具体的に実施されていない。

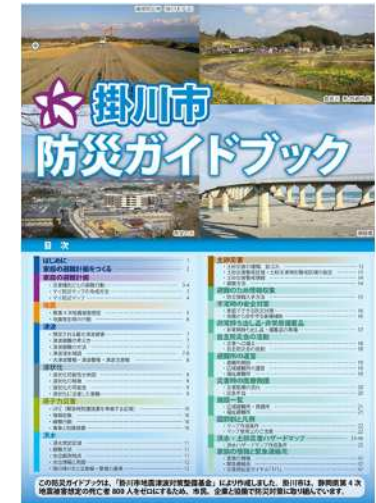
啓発資料

■磐田市 防災ファイル



出典：磐田市

■掛川市 防災ガイドブック



出典：掛川市

■浜松市 区版避難行動計画



出典：浜松市

現状の取組状況

② 水防に関する事項

『水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供』

『河川の巡視』

『水防資機材の整備状況』

『水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策』

『自治体庁舎や防災拠点の業務継続の対応』

現状

- 県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。
- 重要水防箇所として県水防計画書に記載するとともに県のHPで公表している。
- 重要水防箇所を中心に巡視を行っている。

課題

- 河川巡視情報が伝達された際の各行政機関がより迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。
- 水防団員の安全確保に対し、更なる配慮が必要である。
- 確実な巡視のために、水防団員の増員が必要である。

重要水防箇所の合同巡視

■平成29年度開催状況



市、水防団、県、防災エキスパート、浜松河川国道事務所が参加

現状の取組状況

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

『排水施設、排水資機材の操作・運用』

『洪水調整をするダムや流域での流出抑制対策』

現状

○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等の教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。

○災害対策車両の運転操作や、建設資材の運搬・設置などの作業を速やかに行えるよう、民間会社と災害協定を締結している。

課題

- 氾濫水を計画的に排水するための計画がない。
- 大規模浸水時の排水に備えて、資機材の把握や関係機関連携の訓練が必要である。

災害対策車両



排水ポンプ車(4台)



照明車(2台)



対策本部車(1台)



衛星通信車(1台)

()内：浜松河川国道事務所
保有台数

現状の取組状況

④ 河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現在の状況』

『雨量や水位等の情報収集』

『洪水を安全に流すためのハード対策の推進』

現状

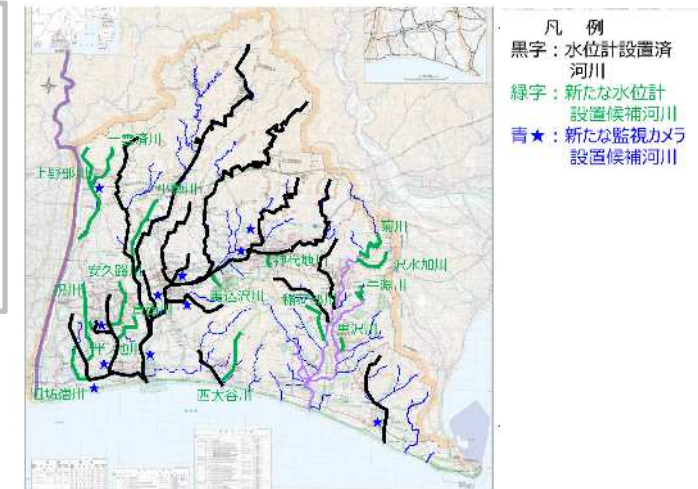
○管内の河川水位や雨量等の情報収集をするため、水位観測所、雨量観測所、河川監視カメラを設置している。

○水防法の指定河川では、規定に基づき洪水予報や氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報を提供している。

課題

●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。

●流水を安全に流すためのハード対策と、氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備が不十分である。



◆中東遠地域における取組の主な内容（水位計）

・水害の危険性を周知する候補河川に水位計等を順次設置する。

水位計設置済河川
17河川

○水位計設置済河川
 ・逆川 ・原野谷川
 ・沖之川 ・蟹田川
 ・太田川 ・傍僧川
 ・今ノ浦川 ・倉真川
 ・敷地川 ・弁財天川
 ・一雲済川 ・小笠沢川
 ・磐田久保川 ・西方川
 ・上小笠川 ・新野川
 ・宇刈川

新たな水位計設置候補
16河川

○水位計設置候補河川
 ・黒沢川 ・西大谷川 ・一雲済川
 ・菊川 ・安久路川 ・祝川 ・半ノ池川
 ・上野部川 ・沢水加川 ・旧坊僧川
 ・小藪川 ・稲荷部川 ・牛淵川
 ・神代地川 ・倉西川 ・馬込沢川

◆中東遠地域における取組の主な内容（監視カメラ）

・水位計設置済河川に多重監視のため監視カメラを順次設置する。

監視カメラ設置済河川
12河川

○監視カメラ設置済河川
 ・西方川 他11河川

新たな監視カメラ設置候補河川
10河川16箇所

○監視カメラ設置候補河川
 ・磐田久保川 ・沖之川 ・蟹田川 ・太田川 ・上小笠川
 ・傍僧川 ・一雲済川 ・原野谷川 ・今ノ浦川 ・倉真川

減災のための目標

減災のための目標

■ 5年間で達成すべき目標

- ① 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと
水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ② 氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること
水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

※ 大規模水害………想定最大規模降雨における洪水氾濫による被害

■ 目標達成に向けた取組

目標達成に向け、以下の項目を実施する。

- ①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保
 - ・住民に防災を意識してもらうための取組
 - ・住民に避難行動してもらうための取組

- ②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

概ね5年間で実施する取組

概ね5年間で実施する取組

1. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■ 確実な避難勧告の発令に向けた取組

- ・避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検
- ・ホットライン体制の構築
- ・ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実
- ・河川管理者等からの情報提供
- ・避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証

■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定

- ・タイムラインの導入の推進
- ・職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成
- ・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進
- ・情報伝達手段の多元化、通信機器の更新
- ・確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供
- ・きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室(関係機関との情報ネットワーク)の改善
- ・避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施

■ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組

- ・要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供
- ・施設管理者等への理解促進
- ・確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進

水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■ 確実な避難勧告の発令に向けた取組

ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実

- ・ホットラインを活用した訓練の実施。
- ・出水期前に情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習を実施する。

ホットライン訓練の様子



発信者 袋井土木事務所長



西部地域豪雨災害減災協議会 中東遠地域豪雨災害減災協議会



受信者 磐田市長

出典：静岡県

水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定

確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供

- ホームページ「浜松市防災気象情報」、「浜松市土木防災情報」にて情報を公開するほか、災害情報を「防災ホットメール」、「緊急速報メール」、「浜松市防災アプリ」で配信する。
- 「同報無線」、「FMラジオ」、「ヤフーブログ」、「Lアラート」等により情報提供する。
- 避難勧告の発令基準を洪水実績や河川状況を把握し、適宜見直しを行う。
- 避難勧告等への「やさしい日本語」の使用を検討する。
- 同報無線にて情報配信する。
- 洪水予報文、伝達手法の改善を行う。
- 避難勧告等の情報を共有する。

水位と洪水予報

洪水予報の基準となる基準観測所水位

はん濫危険水位

市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。

避難判断水位

市町村長による避難準備情報の発令判断の目安であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起になる水位。

はん濫注意水位

のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が出勤して河川の警戒にあたる水位。

水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

レベル	水位	洪水予報指定河川 菊川・天竜川下流 水位情報周知河川 牛淵川
5		
4 (危険)	はん濫の発生	菊川・天竜川下流 はん濫発生情報
3 (警戒)	はん濫危険水位	菊川・天竜川下流 はん濫危険情報
	避難判断水位	菊川・牛淵川 天竜川下流 はん濫警戒情報
2 (注意)	出動水位	避難判断水位に達した場合、 または一定時間後にはん濫 危険水位に到達することが 見込まれる場合
	はん濫注意水位	菊川・天竜川下流 はん濫注意情報
1	水防団待機水位	

市町村・住民に求める行動

- ・逃げ遅れた住民の救援等
- ・新たにはん濫が及ぶ区域の
住民の避難誘導

住民の避難完了

- ・市町村は避難勧告等の発令を判断
- ・住民は避難を判断

・水防団出動

- ・市町村は避難準備情報発令(要援護者避難情報)を判断
- ・住民はん濫に関する情報に注意

・水防団待機

菊川水防災協議会 天竜川下流水防災協議会

〇〇川では、はん濫危険水位(レベル4)に到達 はん濫のおそれあり

(注: 文)
〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇番〇〇番〇〇)では、〇〇番〇〇番〇〇号に、はん濫危険水位(レベル4)に到達しました。周辺の〇〇番、〇〇番、〇〇番のうち、堤防の低い、または堤防の低い箇所などでははん濫するおそれがありますので、各戸家室を確認するとともに、近所からの避難情報に注意して下さい。

洪水予報文 伝達手法の改善

避難勧告等



水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組

要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供

- ・県が開催する研修会等に学校防災担当者、社会福祉施設職員の防災研修会等への出席を働きかける。

西部地域豪雨災害減災協議会
中東遠地域豪雨災害減災協議会

平成28年度(県主催) 要配慮者利用施設の管理者向け説明会



平成30年1月31日 開催(県主催) 市町担当者向け 要配慮者利用施設の避難確保計画作成研修会



平成30年2月13日開催予定(磐田市主催) 要配慮者利用施設の管理者向け 避難確保計画作成の説明会説明会

出典: 静岡県

概ね5年間で実施する取組

1. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■水害リスク情報等の共有に向けた取組

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成
- ・想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施
- ・水位周知河川の拡大の検討
- ・水位計・河川監視カメラの増設の検討
- ・水害危険性の周知促進
- ・広域避難体制の検討
- ・県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討

■自主防災体制の強化

- ・自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援
- ・水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催

■水災害教育の充実

- ・学校などと連携した天竜川下流域の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充
- ・関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施(出前講座、ワークショップ等)
- ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、水害リスクを周知するための啓発資料の作成
- ・地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成

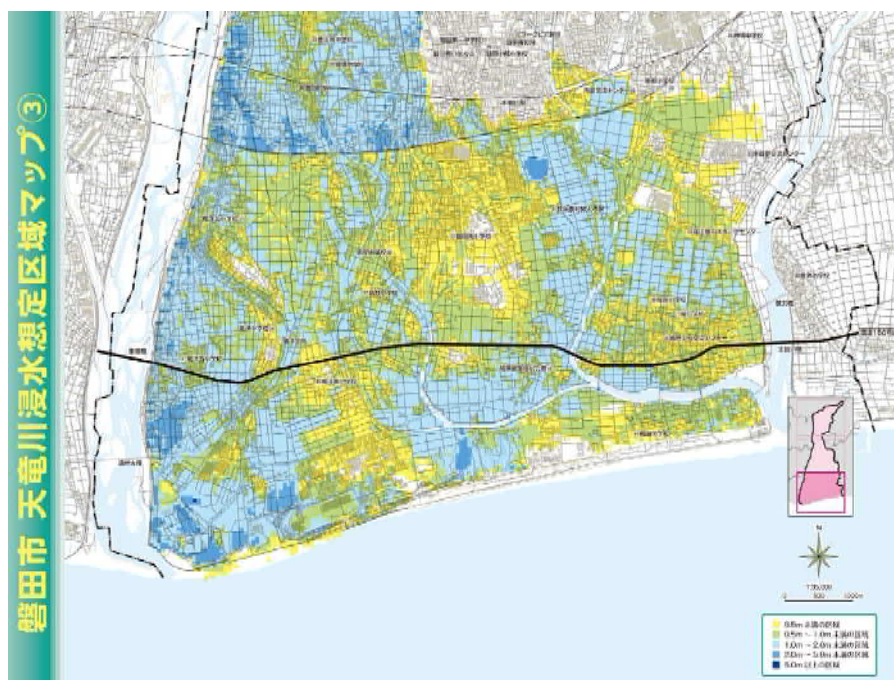
水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■水害リスク情報等の共有に向けた取組

想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施

- ・想定最大規模降雨に基づいた洪水浸水想定区域図への見直しに伴い、洪水ハザードマップの改訂版を作成する。
- ・想定最大規模の降雨に基づいたハザードマップを見直し、各戸に配布する。
- ・県の浸水想定区域図作成にあわせ、市の洪水ハザードマップの作成を検討する。
- ・洪水ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。
- ・まるごとまちごとハザードマップの検討を行う。

ハザードマップの改訂



■磐田市
浸水想定区域マップ

菊川水防災協議会 天竜川下流水防災協議会



■浜松市
区版避難行動計画

水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■自主防災体制の強化

水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催

- ・水害リスクが高い区間等に関する情報の提供と説明会を実施する。

菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

- 自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援
- 重要水防箇所など水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催

重要水防箇所等の合同巡視を実施

浜松河川国道事務所による取組事例

- 国土交通省では毎年、出水期前に地元市町村、水防団等と合同巡視を行い、重要水防箇所の周知を図っています。

掛川市合同巡視(水防団)



菊川市合同巡視(水防団)



菊川市合同巡視(一般住民)



水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■水災害教育の充実

地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成

- ・防災リーダー育成の講習会（初級・中級・上級）を開催するとともに、カリキュラム等の見直しを行う
- ・防災研修会を開催する。
- ・県との共催による研修会を実施する。

菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

〇地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成

掛川市による取組事例

防災研修会、防災リーダー養成講座（掛川市）

- 毎年、防災研修会防災リーダー養成講座を開催。広報誌等で周知している。



広報チラシ



講座の様子



掛川市による取組事例

次世代リーダー養成講座（掛川市）

- 平成28年度より、小中学生を対象とした次世代を担う防災リーダー研修を実施。

- 平成28年度 2月4日、2月5日
- 平成29年度 7月末(予定)



講座の様子

出典：掛川市

概ね5年間で実施する取組

1. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■避難行動を促す取組

- ・雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供
- ・出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実
- ・防災教育に向けた指導計画の促進
- ・住民向けの防災情報発信の充実
- ・浸水実績等の周知

■円滑で確実な避難に資する情報発信

- ・水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施
- ・住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施

水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■避難行動を促す取組

出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実

- ・学校や地域に対し出前講座で水防災について意識啓発を行う。
- ・自主防災隊長等が出席する地域防災対策会議や防災講話において洪水ハザードマップによる浸水区域の周知し、自主防災隊長から地域住民へ周知する。
- ・自主防災組織へ避難行動要支援者を含めた避難誘導訓練の実施を働きかける。

菊川水防災協議会 天竜川下流水防災協議会

防災テキスト



出典：浜松河川国道事務所

出前講座



出典：国土交通省 中部地方整備局

防災展示



出典：浜松河川国道事務所

西部地域豪雨災害減災協議会 中東遠地域豪雨災害減災協議会

防災講座の実施

ARによる浸水体験



ARの映像



教材の提供

ハザードマップ



水害の映像



出典：静岡県

水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■円滑で確実な避難に資する情報発信

住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施

- ・メールサービス「防災ホッとメール」、「緊急速報メール」にて情報配信する。
- ・ホームページ「浜松市防災気象情報」、「浜松市土木防災情報」、スマートフォン用「浜松市防災アプリ」で情報提供する。
- ・機器の使用に不慣れな方の対応は「FMラジオ」、「Lアラート」等により情報提供する。
- ・同報無線音声自動応答サービスの利用方法の周知と利用促進を図る。

菊川水防災協議会 天竜川下流水防災協議会

河川ライブカメラ



出典: 浜松河川国道事務所

川の防災情報



PC版

出典: 国土交通省



スマホ版

提供開始!

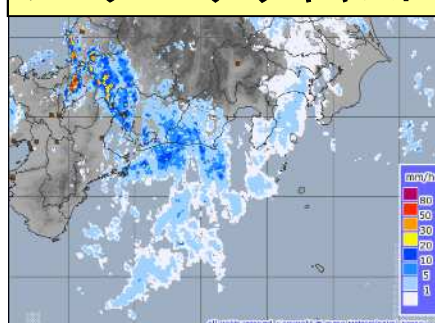
西部地域豪雨災害減災協議会 中東遠地域豪雨災害減災協議会

■浜松市防災マップ



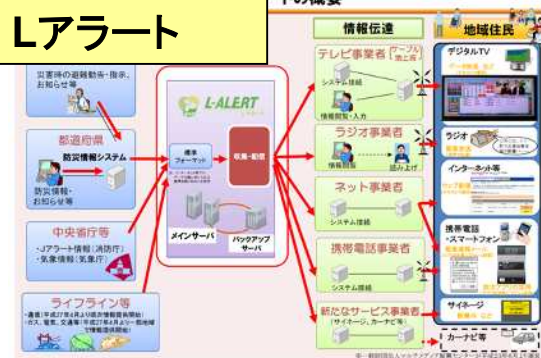
雨量・水位

レーダー・ナウキャスト



出典: 気象庁

Lアラート



出典: 総務省

概ね5年間で実施する取組

2. 洪水氾濫による被害の軽減のための 水防活動・排水活動の取組

■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

- ・水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携
- ・水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討
- ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施
- ・水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所共同点検の実施
- ・水防団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施
- ・水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施

■氾濫水を迅速に排水するための取組

- ・地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有
- ・氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定
- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施

■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

- ・河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進
- ・ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進
- ・浸水被害軽減地区の検討

洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

関係機関が連携した実働水防訓練の実施

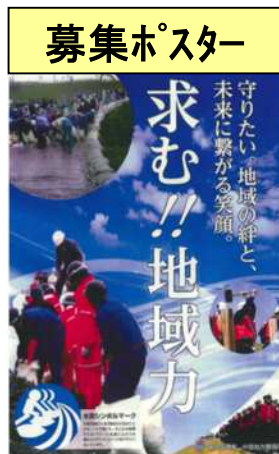
- ・水防訓練を実施する(毎年)。
- ・国主催の重要水防箇所の合同巡視に参加する(毎年)。
- ・関係機関へ重要水防箇所の状況について説明会を実施する。
- ・毎年、出水期前に地元市町村、水防団等と合同巡視を行い、重要水防箇所等の情報共有を図る。
- ・自治体への助言を行う。
- ・県管理区間の重要水防箇所の共同点検を実施する(毎年)。

菊川水防災協議会 天竜川下流水防災協議会

水防訓練



募集ポスター



出典: 中部地方整備局

出水期前点検・安全利用点検

河川施設・設備等の動作点検・目視点検 構造物・水面利用区域の安全点検



西部地域豪雨災害減災協議会 中東遠地域豪雨災害減災協議会

堤防緊急点検



出典: 静岡県

水防訓練



出典: 静岡県

洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

■ 氾濫水を迅速に排水するための取組

排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施

- 排水ポンプ車等を活用した訓練を実施する。
- 災害時対応のため、民間会社と災害協定締結する。
- 災害対策用機械操作講習会へ参加する(毎年)。

排水ポンプ車の出動支援



平成26年10月6日 黒沢川での水防活動



菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

災害対策用機械 操作講習会



排水ポンプ車の設置・排水訓練



平成27年9月6日 浜松市排水ポンプ車支援



排水ポンプ車

洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

浸水被害軽減地区の検討

- ・市は、他県の事例などを参考に、浸水被害軽減地区の活用に向けた課題整理等を検討。
- ・県は、浸水被害想定区域について、他県事例等の事例収集を行い、市に情報提供する。

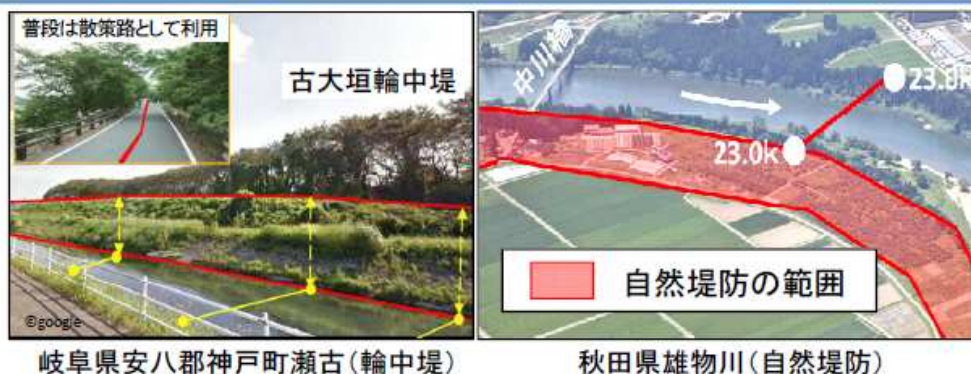
⑥ 浸水被害軽減地区の指定等

<水防法・河川法改正>

- 輪中堤や自然堤防等の盛土構造物等が存する区域を、洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する機能を有する施設として活用するため、水防管理者がその区域を**浸水被害軽減地区**として指定し、保全を図る。
- 浸水被害軽減地区内の土地を保全することで、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

盛土構造物等の効用

- 盛土構造物等には、浸水の拡大を遅らせることで、
 - ・避難までのリードタイムをかせぐことができること
 - ・水防団等がこれを前提として効果的な水防活動を実施できること
- 等、水災による被害の軽減に資する効用がある。



岐阜県安八郡神戸町瀬古(輪中堤)

秋田県雄物川(自然堤防)

浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者による指定

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

- 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の帯状の盛土構造物が存する土地(同様の状況を呈する自然堤防を含む)の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、その土地の区域を浸水被害軽減地区として指定することができる。

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等の形状の変更等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出なければならないこととする。

助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の有する浸水の拡大を抑制する機能の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

※ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則が課される

浸水被害軽減地区の指定の根拠法

浸水被害軽減地区(法15条の6第1項)

浸水被害軽減地区とは、水防管理者(※1)が、盛土構造物等の存する区域について指定するもので、洪水氾濫の際、これらを浸水拡大を抑制する施設として活用するため、その保全が図られる地区です。(※1)水防管理者とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいいます。

概ね5年間で実施する取組

2. 洪水氾濫による被害の軽減のための 水防活動・排水活動の取組

■河川における機能の確保

- ・河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全
- ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
- ・河川管理の高度化の検討

■施設能力を上回る洪水への対応

- ・優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施

■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置
- ・迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討

洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

■河川における機能の確保

樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保

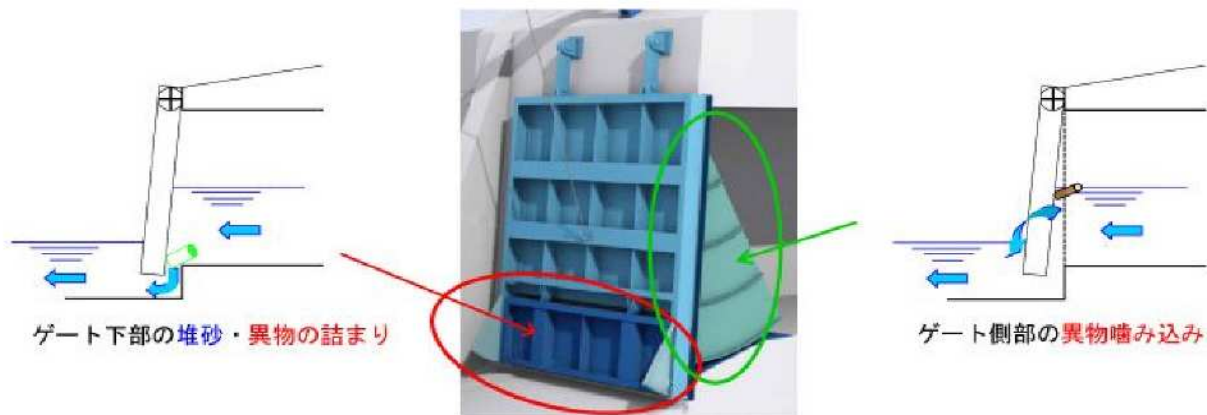
- ・河川パトロールを継続するほか、市管理施設について河川管理者と情報共有を図る。
- ・河川パトロール等を活用し、施設の点検を実施する。

無動力ゲート

課題

近年増加しているゲリラ豪雨に対して、樋門樋管の操作人は高齢化及び人材不足になっており、有事に際して迅速な対応が取れない状況になって来ている。操作遅れにより生じる損害は甚大なものとなる可能性があるため、確実に閉塞出来る無動力ゲートの開発が求められている。

無動力ゲートの問題点と対応策の効果



模型実験により、ゲート部に子ゲートを設けることで下部への堆砂・異物の詰まり防止効果および小流量時の塵芥の流下能力を確認した。

模型実験により、ゲート側部にフードを設けることで、側部への異物噛み込み防止効果およびゲートを通過する流れの整流効果を確認した。

出典：九州技術事務所HP



訓練実施状況(吉川第3樋門・野洲市)



開閉装置と樋門の接続

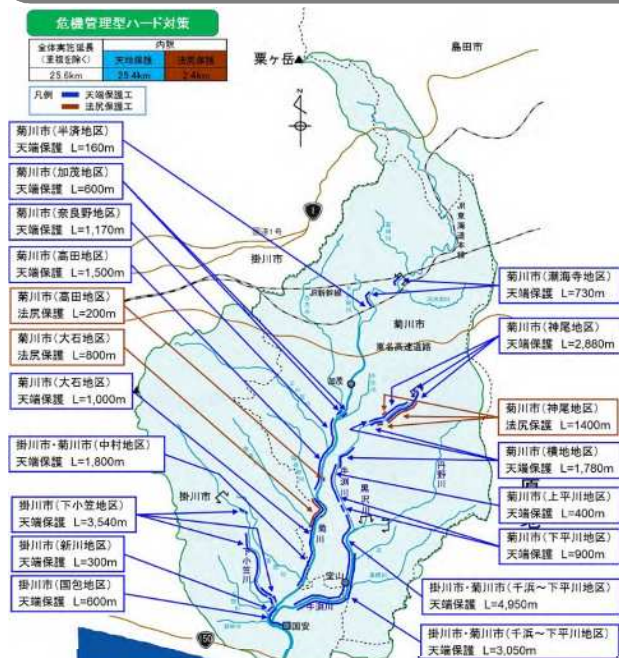
出典：琵琶湖開発総合管理所HP

洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

■施設能力を上回る洪水への対応

優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施

- ・本川からの逆流防止のための対策を行う。
- ・ハード対策：浸透対策(0.9km)、パピング対策(0.9km)、流下能力対策(1.9km)。
- ・危機管理型ハード対策：天端の保護(25.4km)、裏法尻の補強(2.4km)。
- ・支川の河川整備を行う。

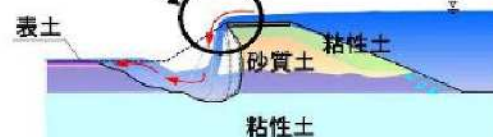


菊川水防災協議会
天竜川下流水防災協議会

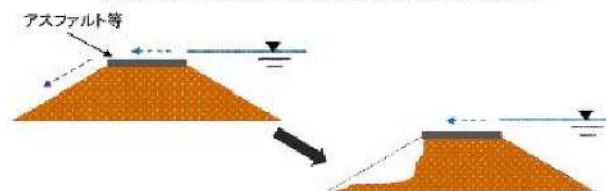
西部地域豪雨災害減災協議会
中東遠地域豪雨災害減災協議会

堤防天端の保護

- 堤防天端をアスファルト等で保護し、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



堤防天端の舗装を実施した箇所の様子



フォローアップ

フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則として、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、個別河川の特性を踏まえた取組については、取組方針と整合を図り実施することとする。

取組方針比較表(1/3)

西部・中東遠地域の概ね5年間で実施する取組（統合版）		西部地域の概ね5年間で実施する取組 （西部地域豪雨災害減災協議会）		中東遠地域の概ね5年間で実施する取組 （中東遠地域豪雨災害減災協議会）		菊川流域の概ね5年間で実施する取組 （菊川水防災協議会）		天竜川下流域の概ね5年間で実施する取組 （天竜川下流水防災協議会）	
5年間で達成すべき目標		「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」 「氾濫発生後の社会機能の早期回復すること」		「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」 「氾濫発生後の社会機能の早期回復すること」		洪水の到達が早い事や、くぼ地上の地形の特徴を踏まえ、菊川で発生しうる大規模水害に対し、「水防災を意識して命を守る」「迅速かつ確実な復旧を行う」ことを目指す。		洪水の到達が早い事や、くぼ地上の地形の特徴を踏まえ、菊川で発生しうる大規模水害に対し、「水防災を意識して命を守る」「迅速かつ確実な復旧を行う」ことを目指す。	
取組の方針		①水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組 ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組		①水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組 ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組		①住民に防災を意識してもらうための取り組み ②住民に避難行動してもらうための取り組み ③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み		①住民に防災を意識してもらうための取り組み ②住民に避難行動してもらうための取り組み ③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み	
①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保		①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保		①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保		①住民に防災を意識してもらうための取り組み		①地域住民の水防災意識の向上に関する事項	
■確実な避難勧告の発令に向けた取組		■要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組		■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組		■自主防災体制の強化		■自主防災体制の強化	
1 避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	B3	A1 施設管理者等への理解促進		1) 施設管理者等への理解促進		C1 ①自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援		D1 ①自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	
2 ホットライン体制の構築	B4	A2 避難確保計画の作成促進		B1 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供		C2 ②水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催		D2 ②水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	
3 ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	B5			2) 避難確保計画計画の作成促進		■水災害教育の充実		■水災害教育の充実	
4 河川管理者等からの情報提供	A3			B2 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進		C3 ①小中学校などと連携した菊川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充		D3 ①学校などと連携した天竜川下流域の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充	
5 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証	A4	■確実な避難勧告の発令に向けた取組		■確実な避難勧告の発令に向けた取組		C4 ②関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）		D4 ②関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）	
■避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定		A3 河川管理者等からの情報提供		B3 避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検		C5 ③効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成		D5 ③効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、水害リスクを周知するための啓発資料の作成	
洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の見直し タイムラインの導入の推進 6 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 タイムラインの確認及び見直し 洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の見直し	C13,D12 B8 A5 A6 C13,D12	A4 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証		B4 ホットライン体制の構築		C6 ④地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成		D6 ④地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	
7 職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	C14,D13			B5 ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実		②住民に避難行動してもらうための取り組み		②住民に避難行動してもらうための取り組み	
8 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進	C15,D14					■住民自らの避難行動に資するハザードマップの改良		■住民自らの避難行動に資するハザードマップの改良	
情報伝達手段の多元化、通信機器の更新 9 高齢者等、機器の使用に不慣れな人への情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	C16 D15					C7 ①想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表		D7 ①想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	
10 確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供 雨量や水位、洪水予報等の情報を確実かつ迅速に提供するとともに地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報内容の見直し	C17 D16	■水害リスク情報等の共有に向けた取組		■水害リスク情報等の共有に向けた取組		C8 ②想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの作成・公表		D8 ②想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの作成・公表	
11 きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善 関係機関の対策を統括している代表者との、きめ細やかな情報連絡・情報共有を行うため、情報連絡室を使用したネットワークの強化	C18 D17	A5 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		1) 洪水予報河川、水位周知河川における取組		C9 ③想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施		D9 ③想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	
12 避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施 避難を行う住民代表との避難に関する課題や問題点などの意見交換会を実施し、避難勧告等発令の参考とする	C19 D18	A6 タイムラインの確認及び見直し		B6 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知		C10 ④まるごとまちごとハザードマップの整備			
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組		A7 水害危険性の周知促進		B7 洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知		■円滑で確実な避難に資する情報発信		■円滑で確実な避難に資する情報発信	
1) 施設管理者等への理解促進		A8 危機管理型水位計設置検討や河川監視カメラの整備		B8 タイムラインの導入の推進		C11 ①水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施		D10 ①水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	
13 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	B1	A9 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成		2) 水位周知河川に指定されていない河川での取組		C12 ②住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施		D11 ②住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	
14 施設管理者等への理解促進	A1	A10 水害ハザードマップの改良		B9 水位周知河川の拡大の検討		■避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等		■避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等	
2) 避難確保計画計画の作成促進		A11 広域避難体制の検討		B10 水位計・河川監視カメラの増設の検討		C13 ①洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の見直し		D12 ①洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の見直し	
15 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	B2	A12 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討		B11 水害リスク情報の収集、周知方策の充実		C14 ②職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成		D13 ②市の職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	
■水害リスク情報等の共有に向けた取組						C15 ③想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進		D14 ③想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所の検討・整備の促進	
1) 洪水予報河川、水位周知河川における取組						C16 ④情報伝達手段の多元化、通信機器の更新		D15 ④高齢者等、機器の使用に不慣れな人への情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	
16 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表 想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの作成・公表	B6 A9 C7,D7 C8,D8	■避難行動を促す取組		■避難行動を促す取組		C17 ⑤確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供		D16 ⑤雨量や水位、洪水予報等の情報を確実かつ迅速に提供するとともに地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報内容の見直し	
17 洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と水害ハザードマップの改良 17 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施 まるごとまちごとハザードマップの整備C	B7 A10 C9,D9 C10	A13 雨量や水位等に係るリアルタイム情報提供等の普及促進		B12 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供		C18 ⑥きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善		D17 ⑥関係機関の対策を統括している代表者との、きめ細やかな情報連絡・情報共有を行うため、情報連絡室を使用したネットワークの強化	

取組方針比較表(2/3)

西部・中東遠地域の概ね５年間で実施する取組（統合版）		西部地域の概ね５年間で実施する取組 （西部地域豪雨災害減災協議会）	中東遠地域の概ね５年間で実施する取組 （中東遠地域豪雨災害減災協議会）	菊川流域の概ね５年間で実施する取組 （菊川水防災協議会）	天竜川下流域の概ね５年間で実施する取組 （天竜川下流水防災協議会）
5年間で達成すべき目標		「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」 「氾濫発生後の社会機能の早期回復すること」	「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」 「氾濫発生後の社会機能の早期回復すること」	洪水の到達が早い事や、くぼ地上の地形の特徴を踏まえ、菊川で発生しうる大規模水害に対し、「水防災を意識して命を守る」「迅速かつ確実な復旧を行う」ことを目指す。	洪水の到達が早い事や、くぼ地上の地形の特徴を踏まえ、菊川で発生しうる大規模水害に対し、「水防災を意識して命を守る」「迅速かつ確実な復旧を行う」ことを目指す。
取組の方針		①水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組 ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組	①水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組 ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組	①住民に防災を意識してもらうための取り組み ②住民に避難行動してもらうための取り組み ③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み	①住民に防災を意識してもらうための取り組み ②住民に避難行動してもらうための取り組み ③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み
2）水位周知河川に指定されていない河川での取組		A14 防災教育に向けた指導計画の促進	B13 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	C19 ⑦避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	D18 ⑦避難を行う住民代表との避難に関する課題や問題点などの意見交換会を実施し、避難動告等発令の参考とする
18 水位周知河川の拡大の検討	B9	A15 住民向けの防災情報発信の充実	B14 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み	③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み
19 水位計・河川監視カメラの増設の検討 危機管理型水位計設置検討や河川監視カメラの整備	B10 A8	A16 浸水実績等の周知		■ 住民自らの水防活動の促進	■ 住民自らの水防活動の促進
20 水害リスク情報の収集、周知方策の充実 水害危険性の周知促進	B11 A7	②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組	②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組	C20 ①住民自らの浸水防止活動の促進のための土のうステーション（備蓄砂置き場等）の設置	D19 ①住民自らの浸水防止活動の促進のための土のうステーション（備蓄砂置き場等）の設置
21 広域避難体制の検討	A11	■ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組	■ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組	■ 水防活動の効率化・水防体制の強化	■ 水防活動の効率化・水防体制の強化
22 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	A12	A17 水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	B15 水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	C21 ①確実な水防活動のため、水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	D20 ①確実な水防活動のため、水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施
■ 自主防災体制の強化		A18 地域での水防活動を支援する資材等の整備	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（備蓄土砂置き場の充実や河川防災ステーション、土のうステーションの整備等）	C22 ②関係機関が連携した実働水防訓練の実施	D21 ②関係機関が連携した実働水防訓練の実施
23 自主防災会が継続かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	C1,D1	■ 氾濫水を迅速に排水するための取組	■ 氾濫水を迅速に排水するための取組	C23 ③水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	D22 ③水防団や地域住民が参加する、重要水防箇所などの水害リスクの高い箇所の共同点検の実施
24 水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	C2,D2	A19 災害対策用機械を活用した排水訓練の実施	B17 国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	C24 ④水防団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	D23 ④水防団員に対しての教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施
■ 水災害教育の充実		A20 地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の情報整理と共有	B18 地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	C25 ⑤水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	D24 ⑤水防団員確保に向けて、水防団の重要性をPRする資料を作成し、自治会等への説明会を開催するなど普及啓発活動の実施
25 小中学校などと連携した菊川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充 学校などと連携した天竜川下流域の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充	D3	■ 総合的な治水対策の推進	■ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進	■ 被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	■ 被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
26 関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）	C4,D4	A21 河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	B19 河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施	C26 ①優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	D25 ①優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施
27 効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	C5,D5	A22 豪雨災害アクションプランの取組推進	B20 ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	C27 ②円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	D26 ②円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置
28 地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	C6,D6	A23 浸水被害軽減地区の検討		C28 ③迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討	D27 ③迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや大規模な防災拠点整備に向けた検討
■ 避難行動を促す取組		■ 河川における機能の確保	■ 河川における機能の確保	■ 迅速に復旧・復興するための取り組み	■ 迅速に復旧・復興するための取り組み
29 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	B12		B21 河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	C29 ①氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	D28 ①氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定
30 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	B13	A24 河川管理の高度化の検討	B22 樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	C30 ②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	D29 ②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施
31 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	B14	A25 河川内の堆積土砂撤去や透過型砂防堰堤等の整備（中小河川緊急治水対策プロジェクト）			
32 防災教育に向けた指導計画の促進	A14	■ 施設能力を上回る洪水への対応	■ 施設能力を上回る洪水への対応		
33 住民向けの防災情報発信の充実	A15	A26 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	B23 背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討		
34 浸水実績等の周知	A16				
■ 円滑で確実な避難に資する情報発信					
35 水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	C11,D10				
36 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	C12,D11				
②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組					
■ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組					
37 水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携 水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携 確実な水防活動のため、水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	B15 A17 C21,D20				
38 水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（備蓄土砂置き場の充実や河川防災ステーション、土のうステーションの整備等） 地域での水防活動を支援する資材等の整備 住民自らの浸水防止活動の促進のための土のうステーション（備蓄砂置き場等）の設置	B16 A18 C20,D19				
39 関係機関が連携した実働水防訓練の実施	C22,D21				
40 水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 水防団や地域住民が参加する、重要水防箇所などの水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	C23 D22				

取組方針比較表(3/3)

西部・中東遠地域の概ね 5 年間で実施する取組（統合版）		西部地域の概ね 5 年間で実施する取組 （西部地域豪雨災害減災協議会）	中東遠地域の概ね 5 年間で実施する取組 （中東遠地域豪雨災害減災協議会）	菊川流域の概ね 5 年間で実施する取組 （菊川水防災協議会）	天竜川下流域の概ね 5 年間で実施する取組 （天竜川下流水防災協議会）
5年間で達成すべき目標		「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」 「氾濫発生後の社会機能の早期回復すること」	「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」 「氾濫発生後の社会機能の早期回復すること」	洪水の到達が早い事や、くぼ地上の地形の特徴を踏まえ、菊川で発生し うる大規模水害に対し、「水防災を意識して命を守る」「迅速かつ確実 な復旧を行う」ことを目指す。	洪水の到達が早い事や、くぼ地上の地形の特徴を踏まえ、菊川で発生し うる大規模水害に対し、「水防災を意識して命を守る」「迅速かつ確実 な復旧を行う」ことを目指す。
取組の方針		①水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組 ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の 取組	①水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組 ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取 組	①住民に防災を意識してもらうための取り組み ②住民に避難行動してもらうための取り組み ③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み	①住民に防災を意識してもらうための取り組み ②住民に避難行動してもらうための取り組み ③洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み
41	水防団員に対するの教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	C24,D23			
42	水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性を P R する資 料を作成するなど普及啓発活動の実施	C25,D24			
■氾濫水を迅速に排水するための取組					
43	地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共 有	B18			
44	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	C29,D28			
45	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を 実施	B17,C30, D29			
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進					
46	河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施	B19			
	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	A21			
47	ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進 豪雨災害アクションプランの取組推進	B20 A22			
48	浸水被害軽減地区の検討	A23			
■河川における機能の確保					
49	河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	B21			
50	樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	B22			
51	河川管理の高度化の検討	A24			
■施設能力を上回る洪水への対応					
52	背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討	B23			
	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	A26			
	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すための ハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	C26,D25			
■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整					
53	円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	C27,D26			
54	迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーショ ンや大規模な防災拠点整備に向けた検討	C28,D27			